

退職後の医療保険（健康保険）制度について

## 目 次

1	退職時の留意点	1
2	組合員資格喪失後も受けられる短期給付	2
3	退職後の医療保険制度について	3
4	任意継続組合員制度	8
	令和5年度 任意継続掛金年額一覧表	11
5	任意継続組合員が受けられる給付の内容	12
6	任意継続組合員が利用できる保健事業について	13
7	任意継続組合員制度加入後の各種手続き	15
8	任意継続組合員資格の喪失	15
9	任意継続組合員制度と市町村国民健康保険の比較	17
○	任意継続組合員の被扶養者について	19

# 1 退職時の留意点

## (1) 組合員証等について

在職中の医療保険制度は、地方公務員等共済組合法の適用を受け公立学校共済組合に所属していましたが、退職日の翌日（4月1日）から、公立学校共済組合員の組合員資格が喪失するため、**今まで使用していた組合員証等は使用できなくなります。（引き続き組合員証等が使用できる場合がありますので、下表を確認してください。）**

**日本の医療保険制度は「国民皆保険」となっているため、国内に居住する方は何らかの公的医療保険に加入**することになっています。

したがって、退職後はご自身で医療保険制度の加入手続きが必要となります。

## (2) 組合員証等の返納等について

下表を参照のうえ、退職日の翌日（4月1日）に引き続き組合員とならない場合は、現在お持ちの組合員証等（共済組合が交付したすべての証）を返納してください。

令和6年4月1日～		
引き続き組合員となる場合	ア 暫定再任用職員（フルタイム）となる方 イ 暫定再任用・定年前再任用短時間勤務職員（週20時間以上の勤務）となる方 ウ 任期付職員となる方（注1） エ 臨時的任用職員となる方（注1） オ 会計年度任用職員（注1、注2）となる方 カ 正規職員となる方（注3） （注1）2か月以内の任用期間の場合、組合員とならない場合があります。任用についてはご自身で勤務先へお問い合わせください。 （注2）勤務先により引き続き組合員とならない場合があります。ご自身で勤務先へお問い合わせください。 （注3）正規職員ではない方（臨時的任用職員等）が正規職員になった場合を指します。	 <p>現在お持ちの組合員証等をそのまま使用してください。 ただし、扶養手当の有無に変更がある被扶養者については認定種別切替が必要です。</p>
	他の都道府県で公立学校共済組合の組合員となる方	現在お持ちの組合員証等を他の都道府県の公立学校共済へ提出してください。
引き続き組合員とならない場合	上記以外の方	現在お持ちの組合員証等は、令和6年4月5日（金）までに退職時の所属所へ返納してください。 ※所属所で書類と併せて共済組合へ返納することとしていますので、直接共済組合へ送付しないでください。

### (3) 組合員証等に係る注意事項（引き続き組合員とならない場合）

- ・退職日の翌日以降、医療機関（薬局・整骨院等含む）を受診する際は、必ず新しい保険証を窓口で提示してください。
- ・退職日の翌日以降、誤って資格喪失後の共済組合の組合員証（被扶養者証）を使用した場合は、**共済組合が負担した医療費（7割～8割）を返還していただきます。**
- ・退職後、新しい健康保険証がお手元に届く前に受診する場合は、受診される医療機関の窓口で、健康保険の切り替え中である旨をお伝えください。原則として医療機関の窓口では一旦医療費の全額をご負担いただき、後日新しい健康保険組合へ請求手続きをすることで、給付を受けることができます。

### (4) 短期給付振込口座について

組合員及び被扶養者が医療機関を受診し、共済組合から給付が発生した場合、通常3～4か月後に組合員の本人口座へ振込みます。そのため、**短期給付振込口座は、退職後4～5か月間は解約されないようお願いいたします。**短期給付振込口座を変更される場合は、ご連絡ください。

## 2 組合員資格喪失後も受けられる短期給付

組合員が退職後、国民健康保険の被保険者又は家族が加入している医療保険の被扶養者(注1)の資格を取得した場合には、下表の給付に限って受けることができます。

(注1) 給付金が恒常的収入に該当し、ほかの医療保険の被扶養者としての認定基準を超える場合があります。給付を受けることで家族の医療保険の被扶養者になれない場合がありますので、退職後に加入される健康保険組合等へご確認ください。

手続きの際は請求書等の提出が必要です。なお、他の保険者（共済組合等）から同様の給付が受けられる場合、下記の給付はありません。

給付の種類	給付の事由	給付額
出産費	引き続き1年以上組合員であった方が、退職後6か月以内に出産したとき	500,000円 (産科医療補償制度対象外分娩の場合は488,000円)
埋葬料	組合員であった方が、退職後3か月以内に死亡したとき	50,000円
傷病手当金	退職日時点で支給要件を満たしている方	標準報酬月額により決定
出産手当金	退職日前後に出産(予定)の方	標準報酬月額により決定

※傷病手当金について該当になる方は、ご連絡ください。(手続きについてご案内いたします。)

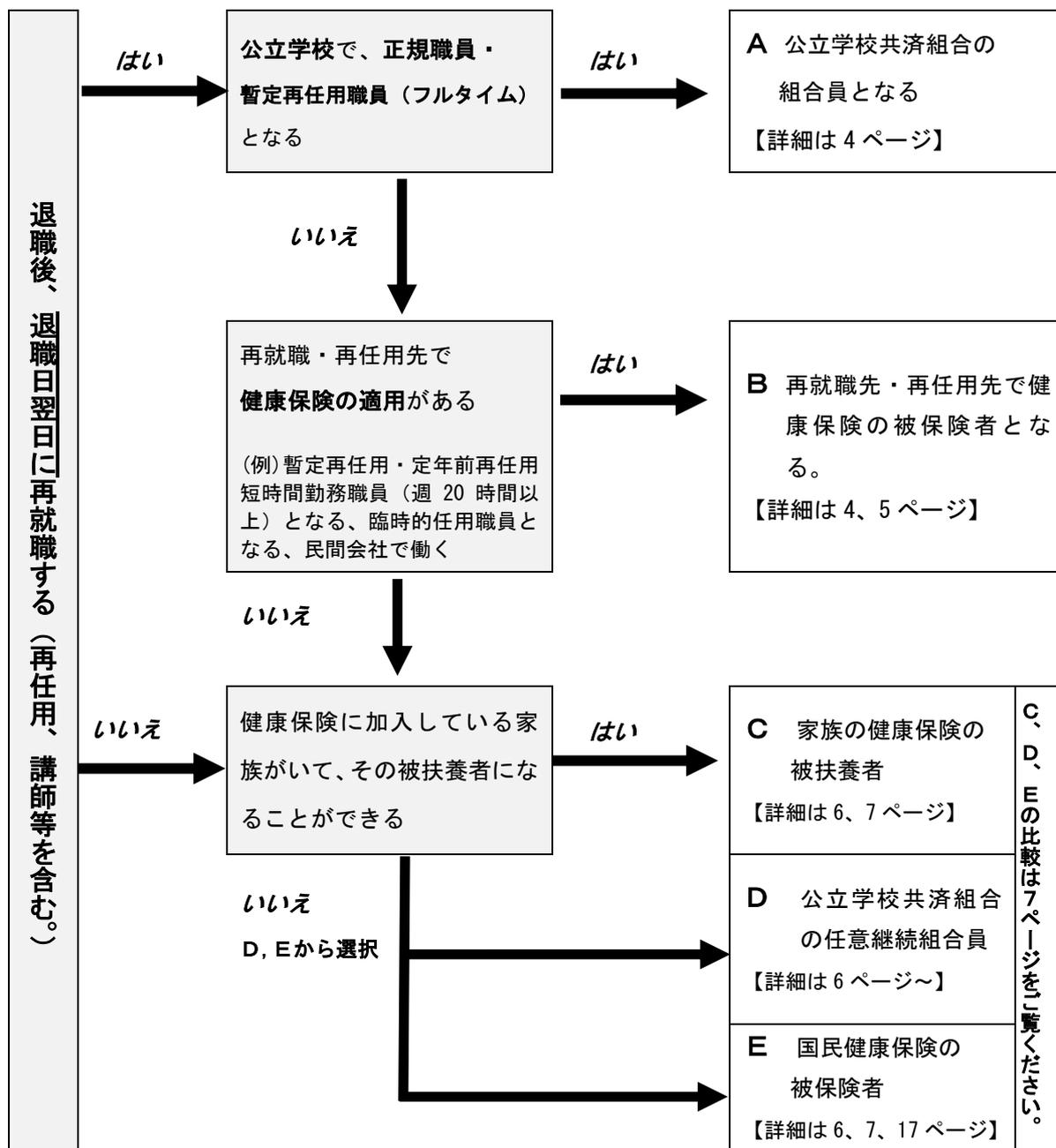
※詳しくは、[公立学校共済組合高知支部のホームページ](#)>高知支部について>福祉事務の手引>

(手引3)短期給付をご覧ください。

### 3 退職後の医療保険制度について

退職後に加入する制度は、下図のとおり、退職後の状況により異なります。

(※) どの医療保険制度に加入しても、本人・家族（入院・外来）の医療費の窓口自己負担額は3割です。ただし、70歳～74歳は一般2割、現職並所得者3割。就学前児童は2割。



再就職しない・再就職先で健康保険の適用がない場合は、  
3つの医療保険（C, D, E）から自分に合ったものを選びましょう。  
C, D, Eの比較については、7ページをご覧ください。

**A. 公立学校の正規職員・フルタイム勤務の暫定再任用職員となる。**

<b>！注意事項！</b>	<b>正規職員…正規職員ではない方（臨時的任用職員等）が、正規職員になった場合を指します。</b>
医療保険の加入先	公立学校共済組合高知支部
組合員証等	<p>お手元の組合員証等をそのまま継続して使用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返納不要です。</li> <li>・職員番号が変更となった場合でも<b>組合員証番号は変更ありません。</b>（組合員証記載の番号が共済組合員証番号です。）</li> </ul>
扶養家族	<p>現在認定されている被扶養者についても、被扶養者の要件に該当していればそのまま継続して被扶養者証を使用できます。</p> <p>ただし、<b>扶養手当の有無に変更があった場合は、4月以降に認定種別切替手続きが必要です。</b>（詳細は「福祉事務の手引き」をご覧ください。）</p>

**B. 健康保険制度の適用がある再就職をする。（下記表①～③により手続きが異なります。）**

<b>①</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週20時間以上勤務の暫定再任用・定年前再任用短時間勤務職員となる</li> <li>・任期付職員となる（注：2か月を超える雇用が見込まれる場合）</li> <li>・臨時的任用職員となる（注：2か月を超える雇用が見込まれる場合）</li> </ul>
<b>！注意事項！</b>	<b>任期付職員及び臨時的任用職員は、任用期間により公立学校共済組合の組合員にならない場合がありますので、詳しくは、ご自身で勤務予定先等にご確認ください。</b>
医療保険の加入先	公立学校共済組合高知支部
組合員証等	<p>お手元の組合員証等をそのまま継続して使用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返納不要です。</li> <li>・職員番号が変更となった場合でも<b>組合員証番号は変更ありません。</b>（組合員証記載の番号が共済組合員証番号です。）</li> </ul>
扶養家族	<p>現在認定されている被扶養者についても、被扶養者の要件に該当していればそのまま継続して被扶養者証を使用できます。</p> <p>ただし、<b>扶養手当の有無に変更があった場合は、4月以降に認定種別切替手続きが必要です。</b>（詳細は「福祉事務の手引き」をご覧ください。）</p>

②		会計年度任用職員となる	
<b>！注意事項！</b>		雇用条件により健康保険が適用とならない場合や、勤務先により公立学校共済組合の組合員にはならない場合がありますので、詳しくはご自身で勤務予定先等にご確認ください。	
医療保険の加入先	公立学校共済組合高知支部	左記以外	
組合員証等	お手元の組合員証等をそのまま継続して使用できます。 ・返納不要です。組合員証番号は変更ありません。	<b>退職時の所属所へ4月5日までに返納してください。</b> 退職日以降は使用できません。	
扶養家族	現在認定されている被扶養者について、被扶養者の要件に該当していればそのまま継続して被扶養者証を使用できます。ただし、 <b>4月以降、扶養手当が支給されなくなる被扶養者については、4月以降に認定種別切替手続きが必要です。</b> (詳細は「福祉事務の手引き」をご覧ください。)	組合員の退職と同時に被扶養者も資格喪失します。扶養の要件が引き続きの場合は、再就職先で手続きをしてください。公立学校共済組合高知支部の資格喪失証明書が必要な場合は、資格喪失証明書交付申請書(支部ホームページから印刷できます。)を提出してください。	

③		上記①、②以外の方	
医療保険の加入先・問い合わせ先	就職先の健康保険に加入。 健康保険制度の適用の有無については、 <b>再就職先へご自身でご確認ください。</b>		
組合員証等	<b>退職時の所属所へ4月5日までに返納してください。</b> 退職日以降は使用できません。		
扶養家族	組合員の退職と同時に被扶養者も資格喪失します。 扶養の要件が引き続きの場合は、再就職先で手続きをしてください。公立学校共済組合高知支部の資格喪失証明書が必要な場合は、資格喪失証明書交付申請書(支部ホームページから印刷できます。)を提出してください。		

### C. 家族が加入している健康保険の被扶養者となる

健康保険の加入先 ・ 問い合わせ先	家族が加入している健康保険 被扶養者の認定基準は健康保険制度によって違いがあります。
組 合 員 証 等	<b>退職時の所属所へ4月5日までに返納してください。</b> 退職日以降は使用できません。
そ の 他	公立学校共済組合高知支部が交付する「資格喪失証明書」が必要な場合は、資格喪失証明書交付申請書（支部ホームページから印刷できます。）を提出してください。

### D. 共済組合の任意継続組合員

健康保険の加入先	公立学校共済組合高知支部 <b>加入手続き等の詳細は8ページ以降をご覧ください。</b>
組 合 員 証 等	<b>退職時の所属所へ4月5日までに返納してください。</b> 退職日以降は使用できません。 任意継続組合員の加入手続きが完了した方へ、 <b>任意継続組合員証等</b> を交付します。
扶 養 家 族	退職日まで認定されている被扶養者の要件が引き続き場合には、任意継続組合員の被扶養者となります。 （就職などで認定要件から外れる場合は、任意継続組合員申出書へ記載してください。）

### E. 国民健康保険

健康保険の加入先・ 問い合わせ先	お住いの市区町村の国民健康保険主管課窓口
組 合 員 証 等	<b>退職時の所属所へ4月5日までに返納してください。</b> 退職日以降は使用できません。
手 続 き に つ い て	お住いの市区町村の国民健康保険担当課にて手続きを行います。加入の際は、公立学校共済組合高知支部が交付する「資格喪失証明書」が必要となるため、資格喪失証明書交付申請書（支部ホームページから印刷できます。）を提出してください。

医療保険	C 家族の健康保険の被扶養者	D 公立学校共済組合の任意継続組合員 【詳細は 8 ページ以降】	E 国民健康保険の被保険者 【詳細は 17、18 ページ】
加入要件・手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被扶養者となるための要件が（収入額等）あります。</li> <li>●家族の勤務先にご自身でご確認ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>退職日の前日までに引き続き1年以上</u>組合員期間があること。（組合員期間が退職日までに1年と1日以上必要）</li> <li>●退職日から20日以内に、任意継続組合員申出書の提出及び初回の掛金払込を完了すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お住いの市区町村の国民健康保険担当課へ申請。</li> <li>●必要書類等は事前にご自身でご確認ください。</li> </ul>
保険料・掛金	被扶養者は保険料負担なし（被扶養者の人数にかかわらず、被保険者の掛金のみ。）	<p>【参考】</p> <p>R5年度の最高額（年額）</p> <p>短期：458,544円</p> <p>介護：40～65歳未満のみ 78,720円</p>	<p>前年の収入等をもとに算定され、市区町村により保険料は異なります。</p> <p>【参考】R5年度高知市最高額 年額 102万円</p>
比較のポイント	退職後の収入が無いまたは少ない場合は適しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被扶養者の認定要件についても在職中と同じです。</li> <li>●年度途中でも脱退可能です。（再加入の場合は、加入要件を満たす必要があります。）</li> <li>●加入後2年目は、再度国民健康保険と比較し、国保への切替が可能です。</li> </ul>	<p>前年の収入等をもとに保険料が計算されるため、退職後1年目は任意継続掛金より高額になることが多いです。</p> <p>（前年中に収入等が少ない場合等は、任意継続に加入するより保険料負担が軽減されることがあります。）</p>



どの医療保険制度に加入しても、本人・家族（入院・外来）の医療費の窓口自己負担額は3割です。

ただし、70歳～74歳は一般2割、現職並所得者3割、就学前児童は2割。

## 4 任意継続組合員制度

### (1) 任意継続組合員制度の概要

公立学校共済組合の「任意継続組合員制度」は、**退職後に引き続き最長2年間、公立学校共済組合の短期給付や福祉事業の一部等を利用することができる制度**です。

**任意継続組合員になることを希望する場合は、必ず期限までに手続きを行ってください。**

加入資格	退職の日の前日まで引き続き1年以上（退職の日まで引き続き1年と1日以上）組合員であった方		
加入期間	退職日の翌日から最長2年		
申出期限	退職の日から起算して20日以内 ※年度末退職者については、事務処理の都合上、締切日を早めています。 <b>加入手続きの期限については、9ページをご確認ください。</b>		
掛金額 (月額)	短期任意継続掛金と介護任意継続掛金（40歳以上65歳未満の方が対象）の2つがあります。 <table border="1" data-bbox="448 1048 1372 1088"> <tr> <td>掛金月額《短期・介護》</td> <td>= 標準報酬月額（下①②低い方） × 掛金率</td> </tr> </table> <p>①ご自身の退職時の標準報酬月額 ②全組合員の平均標準報酬月額（R5:410,000円） 掛金率：R5年度：短期 93.2/1000、介護 18.00/1000</p> <p>R6年度の掛金率は令6年2月頃に確定します。参考にR5年度の掛金一覧表を11ページに掲載していますのでご参照ください。</p>	掛金月額《短期・介護》	= 標準報酬月額（下①②低い方） × 掛金率
掛金月額《短期・介護》	= 標準報酬月額（下①②低い方） × 掛金率		
資格の喪失	次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。 ① 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき ② 死亡したとき ③ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき ④ 組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合、 <u>その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。</u> ）となったとき ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出書が受理された日の属する月の末日が到来したとき <b>※家族の加入している健康保険の被扶養者となる場合、又は市町村国民健康保険に加入する場合は⑤に該当します。</b>		

(2) 加入手続きから任意継続組合員証の交付について

提出書類	任意継続組合員申出書（支部ホームページから印刷できます。）の提出 <b>最終提出期限：令和6年4月5日（金）</b>	
掛金の払い込み方法	<p>① 年度一括払い（割引あり） ※加入年度末まで一括で支払う方法</p> <p>② 半期払い（割引あり） ※加入月から9月まで・10月から翌年3月まで支払う方法</p> <p>③ 各月払い ※前月までに各月支払う方法（5月分→4月中に納付）</p> <div style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>高知県から退職手当が支給される方へのお知らせです！</b></p> <p>◆年払い又は半期払いを選択した場合、1年目の任意継続掛金に限り、原則として退職手当（県費職員の正規職員に限られます。）からの控除とします。</p> <p>ただし、<u>初回分（4月分）に限り共済組合から送付する振込依頼書による払込みとなります。</u></p> <p>なお、退職手当からの控除ができない場合は、<u>残り11か月分又は5か月分についても振込依頼書による払い込みとなります。</u></p> <p>◆退職手当からの控除は、共済組合で令和6年3月22日（金）までに受け付けた「任意継続組合員申出書」での取り扱いとなります。</p> </div>	
払込期限	『任意継続組合員申出書』の受付ができた方へ振込依頼書を郵送しますので、期限までに払い込んでください。（四国銀行で払込用紙を使用して振込みの場合は、手数料はかかりません。） <b>最終払込期限：令和6年4月12日（金）</b>	
任意継続組合員申出書の共済組合で受付日	令和5年12月1日（金） ～令和6年2月16日（金）	令和6年2月17日（土）～ 令和6年4月5日（金）
掛金の払込用紙送付予定	令和6年2月末（自宅宛て）	書類受付後随時（自宅宛て）
掛金の払込期限	令和6年3月13日（水）	令和6年4月12日（金）
任意継続組合員証の発送予定日	掛金の払込確認後、 令和6年3月27日（水）	掛金の払込確認後、 令和6年4月1日（月）以降  送付先は共済組合で登録されているご住所宛に送付します。 ※令和6年4月1日以降の送付先は、「任意継続組合員申出書」に記載されたご住所（退職後の住所を記載する欄があります。）となります。 任意継続組合員証は令和6年4月1日以降に使用できる証です。 退職日までは現職時の組合員証を使用してください。

注 意 事 項	<p>◆法律上、退職日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書の提出」及び掛金の払込みが完了していないと任意継続組合員制度への加入が認められません。</p> <p>◆締切厳守で手続きを行ってください。</p> <p>◆必ず記入例を見ながら申出書に記入してください。</p> <p>◆申出書の送付の際は、確実に共済組合に届く手段でご提出ください。</p> <p>◆共済組合に申出書が届いたかどうか確認依頼の連絡が増えています。提出の際に郵送物の追跡確認ができる方法でご提出いただきますと、後日ご自身で確認することができます。(郵送方法など詳細はご自身で郵便局へお問い合わせください。)</p>
---------	--

### (3) 任意継続組合員申出書の提出後に加入を取りやめる方へ

任意継続組合員申出書を提出した後に、退職後再就職する（健康保険に加入する）ことになった場合や扶養に入るようにした場合は、任意継続の加入取りやめ手続きが必要です。取りやめる場合は、「任意継続組合員申出取消申請書」（任意継続組合員証等がお手元にある場合は任意継続組合員証等も併せて返却）を提出してください。（「任意継続組合員申出取消申請書」は支部ホームページから印刷できます。）

**下記期限までに上記書類を受け付けた場合については、払い込みしていただいている掛金を全額返金します。**

**申出取消申請書提出期限：令和6年4月19日(金)必着**

**上記期限後に任意継続組合員申出取消申請書を受付した場合は、払い込みしている任意継続掛金について、4月分の任意継続掛金は徴収し、残りの期間分について返金します。ただし、4月1日から再就職先の健康保険制度に加入している場合は全額返金します。**





令和5年度の掛金一覧を記載しております。

**ご自身の標準報酬の行をご覧いただくと、任意継続掛金（令和5年度）が分かります。**

ご自身の標準報酬は、高知県から給与が出ている方は給与明細書の短期掛金欄に書いてある数字（等級）で確認することができます。

**※令和6年度の掛金率は令和6年2月頃に確定しますので、令和5年度分を参考としてご覧ください。**

### 令和5年度 任意継続掛金年額一覧表

ご自身の退職時の標準報酬等級（短期）で掛金額をお確かめください。

令和6年度任意継続掛金率は令和6年2月頃に確定しますのであくまでも参考としてご覧ください。

退職時の標準報酬		年間掛金額		内訳	
等級（短期）	月額(円)	40歳以上65歳未満 (円/年) (A)+(B)	左記以外の年齢の方 (円/年) (Aのみ)	短期掛金(A) (円/12か月)	介護掛金(B) (円/12か月)
1	58,000	75,996	64,860	64,860	11,136
2	68,000	89,100	76,044	76,044	13,056
3	78,000	102,204	87,228	87,228	14,976
4	88,000	115,308	98,412	98,412	16,896
5	98,000	128,412	109,596	109,596	18,816
6	104,000	136,272	116,304	116,304	19,968
7	110,000	144,144	123,024	123,024	21,120
8	118,000	154,620	131,964	131,964	22,656
9	126,000	165,108	140,916	140,916	24,192
10	134,000	175,584	149,856	149,856	25,728
11	142,000	186,072	158,808	158,808	27,264
12	150,000	196,560	167,760	167,760	28,800
13	160,000	209,664	178,944	178,944	30,720
14	170,000	222,768	190,128	190,128	32,640
15	180,000	235,872	201,312	201,312	34,560
16	190,000	248,976	212,496	212,496	36,480
17	200,000	262,080	223,680	223,680	38,400
18	220,000	288,288	246,048	246,048	42,240
19	240,000	314,496	268,416	268,416	46,080
20	260,000	340,704	290,784	290,784	49,920
21	280,000	366,912	313,152	313,152	53,760
22	300,000	393,120	335,520	335,520	57,600
23	320,000	419,328	357,888	357,888	61,440
24	340,000	445,536	380,256	380,256	65,280
25	360,000	471,744	402,624	402,624	69,120
26	380,000	497,952	424,992	424,992	72,960
27	410,000	537,264	458,544	458,544	78,720
28	440,000	537,264	458,544	458,544	78,720
29	470,000	537,264	458,544	458,544	78,720
30	500,000	537,264	458,544	458,544	78,720
31	530,000	537,264	458,544	458,544	78,720
32	560,000	537,264	458,544	458,544	78,720
33	590,000	537,264	458,544	458,544	78,720
34	620,000	537,264	458,544	458,544	78,720
35	650,000	537,264	458,544	458,544	78,720
36	680,000	537,264	458,544	458,544	78,720
37	710,000	537,264	458,544	458,544	78,720
38	750,000	537,264	458,544	458,544	78,720
39	790,000	537,264	458,544	458,544	78,720
40	830,000	537,264	458,544	458,544	78,720
41	880,000	537,264	458,544	458,544	78,720
42	930,000	537,264	458,544	458,544	78,720
43	980,000	537,264	458,544	458,544	78,720
44	1,030,000	537,264	458,544	458,544	78,720
45	1,090,000	537,264	458,544	458,544	78,720
46	1,150,000	537,264	458,544	458,544	78,720
47	1,210,000	537,264	458,544	458,544	78,720

※上記掛金額は毎月払いを選択した際の掛金月額×12か月で年額を算定しています。

年度一括払い及び半期払いを選択した場合は上記掛金額から割引が適用されます。

※『介護掛金』は40歳以上65歳未満の組合員が対象となります。

## 5 任意継続組合員が受けられる給付の内容

給付は現職中と同様に短期給付（ただし、傷病手当金・出産手当金・休業手当金・育児休業手当金及び介護休業手当金を除く。）が受けられます。

【任意継続組合員が受けられる共済組合の短期給付一覧表】				
給付の種類	給付の事由	法定給付額	附加給付額	請求方法
療養の給付 ・ 家族療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関で療養するとき。	医療費総額の70/100 70歳以上は80/100（一定以上所得者は70/100） 小学校就学前までの者は80/100	（一部負担金払戻金・家族療養費附加金） 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに25,000円を控除した額（100円未満端数切捨）	自動給付（請求の必要はありません。）
入院時食事療養費 ・ 入院時生活療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から食事療養又は生活療養を受けたとき。	食事療養又は生活療養に要した費用から標準負担額（自己負担額）を控除した額		
保険外併用療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため保険医療機関から先進医療等を受けたとき。	保険診療に相当する部分に係る医療費の70/100 70歳以上は80/100（一定以上所得者は70/100） 小学校就学前までの者は80/100		
訪問看護療養費 ・ 家族訪問看護療養費	組合員又は被扶養者が傷病のため指定訪問看護事業者ら指定訪問看護を受けたとき。	指定訪問看護に要した費用の70/100 70歳以上は80/100（一定以上所得者は70/100） 小学校就学前までの者は80/100	（一部負担金払戻金・家族療養費附加金） 自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに25,000円を控除した額（100円未満端数切捨）	
高額療養費	1医療機関1ヶ月を単位として、自己負担額が所得区分等による限度額を超えるとき。	自己負担額から所得区分等による限度額を控除した額 *限度額適用認定証を窓口で提示した場合は現物給付のため支給されません。		現物給付を希望する場合は、事前に限度額適用認定証の申請手続きが必要（※）
高額介護合算療養費	医療保険の自己負担と介護保険の利用者負担の年間合計額が一定の限度額を超えたとき。	年間合計額の一定の合計額を超えた額（毎年8月から翌年7月までの1年間の自己負担限度額を基準に算定）		請求による給付（※）
療養費 ・ 家族療養費	組合員又は被扶養者がやむを得ず医療機関へ医療費の全額を支払ったとき、又は治療用装具や輸血などを受けたとき。	法定額の70/100 70歳以上は80/100（一定以上所得者は70/100） 小学校就学前までの者は80/100	（一部負担金払戻金・家族療養費附加金）自己負担額のうち1ヶ月1医療機関ごとに25,000円を控除した額（100円未満端数切捨）	
移送費 ・ 家族移送費	組合員又は被扶養者が、ケガや病状が重篤等で急を要し医療機関まで移送されたとき。	組合員：実費（法定基準） 被扶養者：実費（法定基準）		
出産費 ・ 家族出産費	組合員又は被扶養者が出産したとき。	産科医療補償制度対象分娩の場合は500,000円（産科医療補償制度対象外分娩の場合は488,000円）	50,000円	
埋葬料 ・ 家族埋葬料	組合員又は被扶養者が死亡したとき。	50,000円	25,000円	
災害見舞金	組合員又は被扶養者の住居もしくは家財に1/3以上被害を受けたとき。	標準報酬月額額の0.5ヶ月分～3ヶ月分（住居、家財いずれか1/3以上）		
弔慰金 ・ 家族弔意金	組合員又は被扶養者が水震火災等の非常災害により死亡したとき。	組合員：標準報酬月額 被扶養者：標準報酬月額×70/100		

※請求書の様式は、[公立学校共済組合高知支部のホームページ](#)>高知支部について>各種様式ダウンロード>3 短期給付についてから印刷することができます。

## 6 任意継続組合員が利用できる保健事業について



### (1) 人間ドック事業

任意継続組合員を対象に人間ドックを実施しています。**(被扶養者の人間ドックはありません。)**

対象ドック	1日ドック
自己負担金	未定(参考:令和5年度 19,900円)※自己負担額は検診単価等により決定
募集時期	毎年4月
検診機関	四国中央病院・JA高知健診センター・高知県総合保健協会(中央、幡多)・中村クリニック・高知検診クリニック ※高知県外の検診機関とは契約しておりませんので、予めご了承ください。
申込方法	自宅住所あてに募集案内文書を送付します。提出期限までに申し込んでください。
結果通知	5月下旬頃、抽選結果(決定・不決定)の通知を自宅住所あてに送付します。 ※ <b>検診機関ごとに実施定員の上限を設定していますので、抽選の結果、受診できない場合があります。</b>
その他	<b>人間ドックに決定した方が任意継続組合員の資格を喪失した場合、資格喪失後の人間ドックの受診はできません。</b>

### (2) 特定健康診査・特定保健指導

#### ① 特定健康診査

メタボリックシンドロームや生活習慣病の発症リスクを早期発見することを目的として実施する健診です。

(ア) 対象者・利用方法等

対象者	年度内に40歳以上75歳未満に該当する任意継続組合員及びその被扶養者。 ※(1)の人間ドックを受診する者は除きます。(人間ドックの検査項目は特定健診の検査項目を充たしているため) ※任意継続組合員(又は被扶養者)が資格を喪失した場合、 <b>資格喪失日以降に受診することはできません。</b> なお、年度内に75歳を迎える方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療に加入することとなり、任意継続組合員(又は被扶養者)の資格を喪失します。
受診方法	<b>7月上旬(予定)に、対象者の自宅住所あてに「特定健康診査受診券(セット券)」(☆)及び利用案内を送付します。</b> 特定健康診査を受診できる健診機関の一覧も同封しますので、ご自身で予約のうえ受診してください。 なお、6月までに特定健康診査を受診したい方は、公立学校共済組合高知支部(TEL:088-821-4755)までご連絡ください。個別に発行します。 ☆「特定健康診査受診券(セット券)」とは 特定健康診査を受診する際に医療機関へ提出するものです。特定健康診査の結果により、生活習慣病等の発症リスクがあると判定された方は、健診当日に特定保健指導(初回面談)を受けることができます。(ただし、健診当日の初回面接が受けられる健診機関は、一部の健診機関に限られます。)
自己負担	無料

(イ) 検査内容

基本的な検査項目	診 察	服薬歴、喫煙歴、自覚症状、他覚症状	
	身体測定	身長、体重、腹囲、BMI	
	血圧測定	血圧	
	採 血	空腹時血糖又は随時血糖*、HbA1c* (*はいずれかの実施で可。)	
		肝機能検査	AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GT (γ-GTP)
検 尿	尿糖、尿蛋白		
詳細な検査	心電図検査・眼底検査・貧血検査・血清クレアチニン検査 ※医師の判断に基づいて実施されるものです。すべての方が必ず受診するものではありません。		

② 特定保健指導

健診結果からメタボリックシンドロームや生活習慣病の発症リスクがあると判定された方は、栄養士等の専門家から特定保健指導を受けることができます。該当した方は、生活習慣病の予防・改善のために積極的に利用してください。

対象者	<p>(1)の人間ドックを受診した方、及び(2)の①特定健康診査を受診した方のうち、健診結果からメタボリックシンドロームや生活習慣病のリスクがあると判定された方。</p> <p>※任意継続組合員(又は被扶養者)が資格を喪失した場合、<b>資格喪失日以降に利用することはできません。</b>なお、年度内に75歳を迎える方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療に加入することとなり、任意継続組合員(又は被扶養者)の資格を喪失します。</p>
受診方法	<p>10月以降に利用案内を自宅住所あてに送付します。</p> <p>委託会社による個別訪問型の特定保健指導(オンライン面談も可能)、又は特定保健指導を実施している医療機関等で受けることができます。</p> <p>※詳しい利用方法は該当者あてに送付する案内文書をご覧ください。</p>
自己負担	無料

(3) その他：市町村のがん検診

各市町村でがん検診を実施しており、任意継続組合員及びその被扶養者も利用することができます。実施内容(検査項目、対象年齢、費用等)は市町村によって異なりますので、お住まいの市町村のホームページ等でご確認ください。また、40歳以上75歳未満の方は特定健康診査と市町村のがん検診の両方を受診することもできます。

## 7 任意継続組合員制度加入後の各種手続き

任意継続組合員制度加入後、次の事由に該当するときには共済組合への届出が必要です。

事 由	届出書類等について
家族を被扶養者から外すとき 新たに家族を被扶養者に入りたいとき	P19「任意継続組合員の被扶養者について」をご覧ください。
年度途中で任意継続を脱退するとき	P15「任意継続組合員資格の喪失」をご覧ください。
住所・氏名・短期給付振込口座等の変更	様式第2-4号※を提出してください。
任意継続組合員証・被扶養者証の再交付	様式第2-6号※を提出してください。
限度額適用認定証の交付	様式第3-10号※を提出してください。

※各種様式は、下記から印刷できます。

公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>各種様式ダウンロードコーナー>2 資格関係 (様式第2-4号及び2-6号) または3 短期給付 (様式第3-10号)

## 8 任意継続組合員資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、その翌日(④のときはその日)から任意継続組合員の資格を喪失します。

**一度、任意継続組合員資格を喪失すると、再び加入資格を満たすまで任意継続組合員の申出はできませんので、就職により資格喪失する場合は特にご留意ください。**

資格を喪失した日の属する月以降の任意継続掛金が払い込まれているときは、未経過期間に係る掛金を手続き後に還付します。

<b>資格喪失事由</b>	① 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき ② 死亡したとき ③ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき ④ 組合員(他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合、 <u>その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。</u> )となったとき ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出書が受理された日の属する月の末日が到来したとき <b>※家族の加入している健康保険の被扶養者となる場合、又は市町村国民健康保険に加入する場合は⑤に該当します。</b>
<b>手続方法</b>	<b>下記の書類を速やかにご提出ください。</b> ●任意継続組合員資格喪失届書・任意継続組合員掛金等還付請求書(支部ホームページから印刷できます。) ●任意継続組合員証、被扶養者証等の共済組合が交付した全ての証 ●新しい健康保険証の写し(資格喪失事由『④』に該当した場合のみ。)

時 期		任意継続組合員に加入したときの手続き【予定】 (年度末退職者の場合) 
令和5年 令和6年	令和5年 12月～	『任意継続組合員申出書』受付開始
	2月末	(任意継続組合員申出書2/16までの受付分) 任意継続掛金払込用紙送付(自宅宛) ⇒掛金払込確認後、任意継続組合員証等を3月27日にご自宅へ発送
	3月以降	(任意継続組合員申出書2/17以降の受付分) 任意継続掛金払込用紙送付(自宅宛) ⇒掛金払込確認後、任意継続組合員証等をご自宅へ発送 (4月1日以降随時)
	3/13(水)	(任意継続組合員申出書2/16までの受付分) <b>任意継続掛金の払込期限</b>
	3/27(水)	任意継続掛金の払い込みがあった方へ、任意継続組合員証等を自宅宛発送 人間ドックの案内を自宅宛発送
	4/5(金) までに	現職時の組合員証等は所属所へ提出 <b>※資格喪失後、組合員証等は使用しないでください。</b>
	4/12(金)	(任意継続組合員申出書2/17以降の受付分) <b>任意継続掛金の払込期限</b>
	4月中旬	人間ドックの申込期限
	5月下旬	人間ドックの決定・不決定の結果通知(自宅宛)
	6月下旬～ 7月上旬	任意継続組合員被扶養者の資格確認(検認) 特定健康診査受診券の発送(対象者自宅宛)
令和7年	1月中旬以降	「任意継続掛金払込証明書」の発送 <b>※確定申告に必要な書類です。</b>
	2月中旬	2年目(任意継続組合員制度)へ継続加入の意思確認通知 脱退希望 → 資格喪失に関する手続き書類(資格喪失届書等)の送付 継続希望 → 2年目以降の掛金の払込み
	3月末～	2年目継続しない方(脱退希望者)は他の医療保険制度へ加入、任意継続組合員証等の返納 2年目継続する方へ人間ドックの案内を自宅宛発送
	4月中旬	人間ドックの申込期限
	5月下旬	人間ドックの決定・不決定の結果通知(自宅宛)
	6月下旬～ 7月上旬	任意継続組合員被扶養者の資格確認(検認) 特定健康診査受診券の発送(対象者自宅宛)
	1月中旬以降	「任意継続掛金払込証明書」の送付 <b>※確定申告に必要な書類です。</b>
令和8年	3月末	任意継続組合員期間満了による資格喪失に関する手続き書類(資格喪失届書等)の送付→他の医療保険制度へ加入、任意継続組合員証等の返納

## 9 任意継続組合員制度と市町村国民健康保険の比較

**国民健康保険は、各市町村が窓口となります。国民健康保険の詳細な内容は各市区町村の国民健康保険担当窓口へご自身でお問い合わせください。**

### (1) 医療給付の比較（入院時の食事療養及び生活療養に要する費用を除く。）

※いずれの制度の場合も、入院時の食事療養及び生活療養に要する費用については、1食又は1日につき定額の標準負担額が必要となります。

※附加給付の自己負担額は、医療機関ごと、入院・外来・歯科ごと、一か月ごとで判断します。

保 険 制 度		任意継続組合員制度	市町村国民健康保険
医療給付の負担割合	本人・被扶養者 (70歳未満の場合)	入院・外来	
	保険者負担	7割	
	自己負担	3割	
共済組合の給付【附加給付】		自己負担額-25,000円 (100円未満切捨)	無
退職互助部の給付		詳細は高知県教職員互助会のホームページをご覧ください。退職互助会の給付はどの医療保険制度に加入しても受けることができます。	

### (2) 任意継続掛金と国民健康保険料の比較

#### 《任意継続掛金と市町村国民健康保険の最高（限度）額の比較》

任意継続掛金額 (最高額)	市町村国民健康保険料（高知市）（最高限度額）
(40歳以上65歳未満) <b>537,264円/年</b>	<b>1,020,000円/年</b> （※令和5年度高知市の場合） ※国民健康保険料の計算方法は市町村により異なります。保険料は <b>お住</b>
(上記年齢区分以外) <b>458,544円/年</b>	<b>いの市町村へお問い合わせください。</b> （市町村によって、「国民健康保険料」ではなく「国民健康保険税」と呼ばれる場合があります。）

※市町村国民健康保険の保険料の算定には退職した年の前年の所得（所得割）が含まれているため、**退職した年に市町村国民健康保険に加入すると保険料が任意継続掛金より高くなる事例が多く発生**します。

※休職等により前年中の所得がない（減額されている）方や同一世帯内に既に市町村国民健康保険に加入されている方がいる場合などは、市町村国民健康保険に加入した方が保険料負担が軽減されることがあります。

## 任意継続掛金と国民健康保険料の簡単な比較

(事例1) 夫婦(2人世帯)がそれぞれ任意継続組合員制度の組合員となる場合

○任意継続組合員制度の掛金 537,264円 (R5 最高限度額) × 2人※ = 1,074,528円

※ 夫婦が同時に退職する場合や配偶者が先に退職している場合において、被扶養者の認定要件(所得要件など)を備えているときは、一方が任意継続組合員制度に加入し、もう一方が被扶養者となることも可能です。この場合、任意継続掛金は1人分となります。

○市町村国民健康保険の保険料(高知市) 最高限度額により(2人分) = 1,020,000円

(事例2) 夫婦(2人世帯)で、既に一方が市町村国民健康保険(保険料:50万円)に加入している方がいる場合

○任意継続組合員制度の掛金(1人分) + 国保保険料(1人分)

537,264円 (最高限度額) + 500,000円 = 1,037,264円

○市町村国民健康保険の保険料(高知市) 最高限度額により(2人分) = 1,020,000円



国民健康保険料については世帯で計算となります。ご自身でお住まいの市町村へお問い合わせください。

その後、任意継続組合員制度に加入した場合との掛金(保険料)の比較を是非行ってみてください。

## 任意継続組合員の被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者は、扶養の要件を満たしている場合には引き続き任意継続組合員の被扶養者となります。

組合員が任意継続組合員になると同時に、被扶養者が就職するなど認定要件を欠いた場合は、任意継続組合員申出書で取消に○をしてください。（記入例をご覧ください。）

なお、任意継続組合員になると同時に、新たに被扶養者を認定する場合は、下記をご覧ください、4月以降に速やかに申告してください。

### 【任意継続組合員の被扶養者の認定】

退職時に被扶養者として認定されている方は、**被扶養者の要件に異動がない限り引き続き被扶養者として取り扱います。**また、任意継続組合員の期間中に新たに被扶養者の要件を備えた、又は欠くに至った場合は、その都度、認定・取消を行いますので、共済組合へ届け出てください。



毎年7月ごろ、被扶養者の資格確認（被扶養者の資格要件を備えているかの確認）を行います。

詳細は、資格確認の必要な被扶養者を有する任意継続組合員あてに通知します。

### （1）被扶養者の範囲

被扶養者とは、①組合員と一定の身分関係にあり、②主として組合員の収入によって生計を維持している者であって、③国内居住要件を満たしているものをいいます。

- ① 組合員と一定の身分関係にある者
  - a 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹兄弟
  - b 組合員と同一世帯に属する次の者
    - I aに掲げる者以外の三親等内の親族（組合員の伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、配偶者の子等）
    - II 組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）
- ② 主として組合員の収入によって生計を維持している者で、次に掲げる以外の者
  - a その者について、組合員以外の者が扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
  - b 組合員が他の者と共同して扶養している場合で、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない者
  - c 年額130万円以上の所得がある者（ただし、60歳以上の者または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者にあつては180万円以上の所得がある者）

### 【生計維持関係の認定】

「主として組合員の収入により生計を維持している者」とは、生計の基礎を組合員におき、原則として組合員からその生活の質の主要なる部分を得ている者であり、認定に係る取扱いは、地方公務員等共済組合法施行令第3条の規定に基づき、同法運用方針第2条関係第1項第2号にその基準が定められています。

《組合員と同居の場合》

金銭的な面での扶養のみでなく、精神的な面での扶養も考えられるため、原則として、組合員が主たる扶養者であることを確認のうえ、認定基準内において認定します。

《組合員と別居の場合》

組合員が別居中の者を送金により扶養していることが考えられますが、「主として組合員の収入により生計を維持する者」というためには、少なくとも、その者の生計費の大部分が組合員の収入によって支えられていることが必要であると解されます。そのため、**原則として、組合員の送金額が被扶養者に認定しようとする者の収入（組合員及び他の者からの送金額を含む収入）の1/3以上であることを確認のうえ、認定基準内において認定します。**

(例) 被扶養者の収入：年間120万円・組合員からの送金額：年間90万円

120万円+90万円 = 210万円（被扶養者の総収入）

210万円×1/3=70万円・・・組合員の送金額は70万円以上であるため認定基準額を満たしている。

③ 国内居住要件を満たしている者

- a 日本国内に住所を有するもの（住民票があるもの）
- b 日本国内に住所を有しない（住民票がない）が、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる以下のもの（国内居住要件の例外のもの）
  - I 外国において留学をする学生
  - II 外国に赴任する組合員に同行する者
  - III 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
  - IV 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、IIに掲げる者と同等と認められるもの
  - V 上記I～IVに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

(2) 被扶養者認定基準額について

被扶養者認定における認定基準額は次のとおりです。

	右欄以外	60歳以上の者 又は 障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者
年金・恩給 事業所得・不動産所得等	年額（※）130万円未満	年額（※）180万円未満
雇用保険（失業給付、傷病手当金等）	日額 3,612円未満	日額 5,000円未満
給料等（地代・家賃・年金・恩給）等	月額108,334円未満	月額 150,000円未満

(※) 年額は継続する12ヶ月間の合計額で判断します。

① 被扶養者の認定基準額とは

被扶養者の認定時における所得税法上の所得ではなく、**被扶養者の認定申告時以降における恒常的な収入（税等控除前）の総額**をいい、給与収入（賞与・手当含む）等、事業所得（営業、農業等）、不動産所得（家賃、地代等）、各種年金（遺族年金、障害年金、個人年金（民間会社、金融機関等との契約に基づく個人年金、財形貯蓄年金型のもの）等を含む。）、恩給（扶助料等を含む。）、雇用保険（失業給付）、休業補償（傷病手当金等）、株等の譲渡収入、利子、配当、研究奨励金等一切が含まれます。（退職金、財産売却金等の一時的な収入は含まれません。）

**ただし、事業所得、不動産所得等については、必要と認められる経費（④参照）を控除した額となります。**

② 恒常的とは… 3か月以上継続して得られる収入を言います。

③ 認定基準額の見方…収入形態に応じて、年額・月額・日額で認定基準額を判断します。

(例) 年金収入のみの場合 ⇒ 年額 で判断  
 年金と給与（月給）収入の場合 ⇒ 月額 で判断  
 失業給付のみの場合 ⇒ 日額 で判断



④ 事業所得、不動産所得等における必要経費

必要経費として認められないものであっても、業種、必要経費の内容により（一部）認められる場合があります。ただし、客観的に必要経費として認められる根拠書類等の提出が必要になります。

**【事業所得、不動産所得等における必要経費の基準】**

○=認められるもの、×=認められないもの、△=内容を確認して判断

**【一般用（事業所得・不動産所得等）】**

科目	認否								
売上原価	○	貸倒金	×	荷造運賃	×	広告宣伝費	×	消耗品費	○
給料賃金	○	地代家賃	○	水道光熱費	○	接待交際費	×	福利厚生費	×
外注工賃	×	利子割引料	×	旅費交通費	×	損害保険料	×	雑費	△
減価償却費	×	租税公課	×	通信費	×	修繕費	○		

**【農業用】**

科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否
雇用費	○	利子割引料	×	肥料費	○	諸材料費	○	農業共済掛金	×
小作料・賃借料	○	租税公課	×	飼料費	○	修繕費	○	荷造運賃手数料	×
減価償却費	×	種苗費	○	農具費	○	動力光熱費	○	土地改良費	○
貸倒金	×	素畜費	○	農業衛生費	○	作業用衣料費	×	雑費	△

### (3) 被扶養者の認定に係る届出

新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合は、速やかに必要書類を整えて届出をしてください。(下表参照)。被扶養者の認定は、**被扶養者の要件を備えた日から30日を過ぎて届け出た場合、共济組合での受付日からの認定となり、要件を備えた日までは遡りません**ので、要件を備えた方がいる場合、速やかに届出してください。(被扶養者に対する共济組合からの給付は、認定日から行います。)

#### 《届出に必要な書類について》

提出書類	備考
○ 被扶養者認定（種別切替）取消申告書 <b>【様式第2-9号】</b>	様式は、 <b>公立学校共济組合高知支部のホームページ&gt;高知支部について&gt;各種様式ダウンロードコーナー&gt;2資格関係</b> から印刷できます。
○ 添付書類	詳細は、 <b>公立学校共济組合高知支部のホームページ&gt;高知支部について&gt;福祉事務の手引&gt;（手引1）組合員資格</b> でご確認ください。

### (4) 被扶養者の取消に係る届出

被扶養者として認定を受けていた者が、被扶養者の要件を欠くに至った場合は、下記の書類を提出してください。

提出書類	備考
○ 被扶養者認定（種別切替）取消申告書 <b>【様式第2-9号】</b>	様式は、 <b>公立学校共济組合高知支部のホームページ&gt;高知支部について&gt;各種様式ダウンロードコーナー&gt;2資格関係</b> から印刷できます。
○ 被扶養者証等	共济組合が発行した全ての証
○ 要件を欠くに至った年月日及びその理由がわかるもの	(例) <b>年金増額改定による取消</b> ・・・年金改定通知書の写し (受領日と氏名を記載してください。) <b>就職</b> ・・・新たに交付された健康保険証の写し

#### **【被扶養者の要件を欠くに至ったときの例】**

- 認定基準額を超過したとき
  - ・収入が年額130万円（60歳以上の者又は障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は年額180万円）を超えたとき（超えることが見込まれるときを含む。）
  - ・アルバイト・パート等の給与が予め月額108,334円以上と見込まれているとき
  - ・アルバイト・パート等の給与が不定で、月額108,334円以上を3か月連続して超えたとき
  - ・月額3,612円（60歳以上の者又は障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は月額5,000円）以上の雇用保険（失業給付等）を受給し始めたとき（受給期間は関係なく基準月額以上の受給ををはじめたら取消となりますのでご注意ください。）
- 就職、結婚又は死亡したとき
- 他の医療保険の被保険者となったとき（所得が認定基準額未満でも取消になります。）
- 同居が要件となっている被扶養者が別居したとき

- 主として組合員の収入により生計を維持されなくなったとき
- 後期高齢者医療制度（75歳以上の者全員（一定の障害がある方は65歳以上）を対象とする独立した制度）の被保険者となったとき
- 国内居住要件を満たさなくなったとき

※ご自身で判断できない場合は公立学校共済組合高知支部組合員証担当までお問い合わせください。



#### 【取消日について】

- 年金の支給開始又は年金額改定により年金額が認定基準額を上回るようになった場合の取消日は、年金証書（改定の場合は改定通知書等）を受領した日（本人が年金額を知り得た日）が取消日となります。
- 事業所得のある被扶養者が確定申告を行ったところ、事業所得が認定基準額を超えていることが判明した場合の取消日は、確定申告を行った日とし、「確定申告書（控）」の写し（税務署の受理印のあるもの）をもって確認します。なお、税務署の受理日が不明の場合は確定申告の初日が取消日となります。